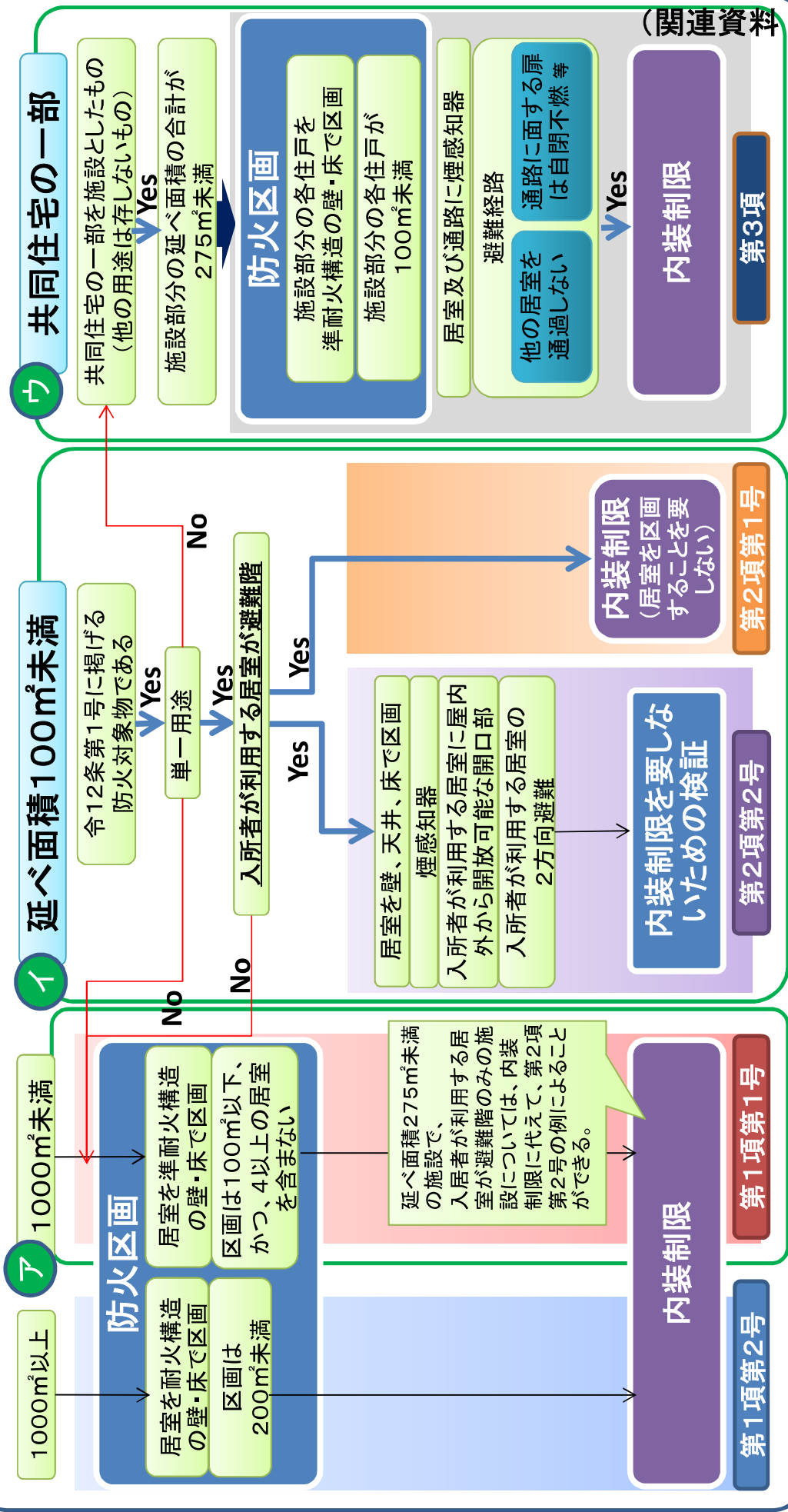


# スプリンクラー設備の設置基準の見直し

参考資料 2-1


## スプリンクラー設備の設置を要しない構造

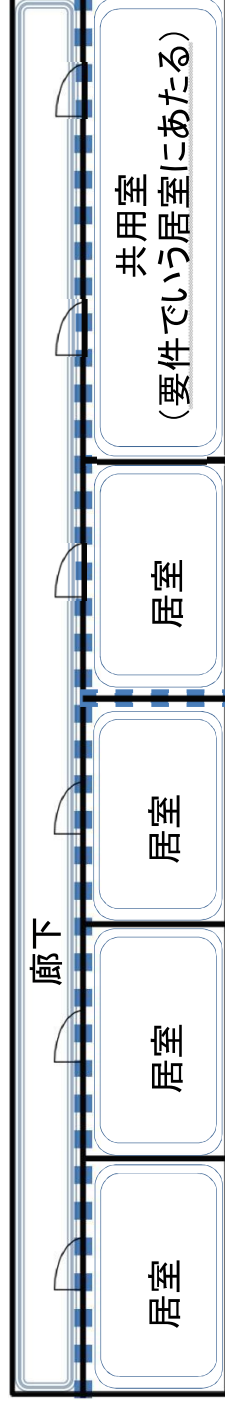
改正消防法施行規則第12条の2



いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000㎡未満の場合))

- 準耐火構造の防火区画を形成すること(図 )
- 防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装(避難経路は **準不燃材料**、その他の部分(居室を含)は **難燃材料**)
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること



例1)  
平面

他の用途	居室	他の用途	居室	居室	階
居室	居室	他の用途	居室	居室	階段
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	

例2)  
立面

内装不燃化の部分

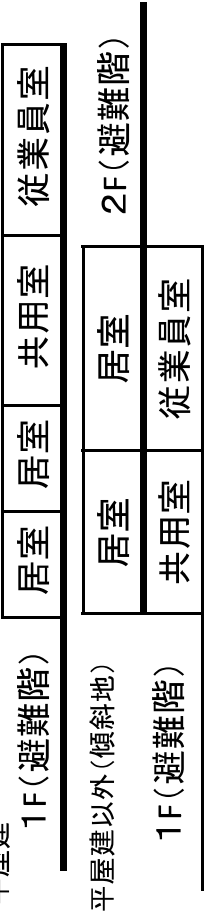


新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

第2項  
柱書

- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が避難階のみ
- 単一用途

平屋建



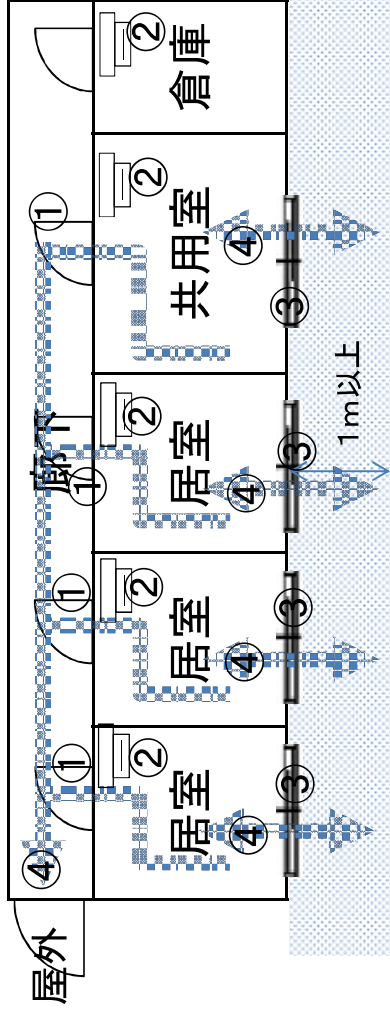
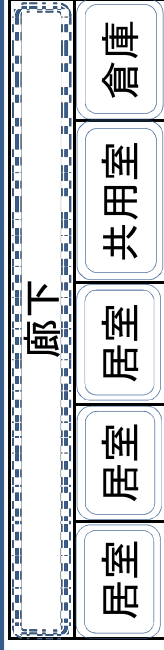
防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

- I 内装不燃化
- 避難経路を準不燃材料
  - その他の部分を難燃材料

第2項  
第1号

- II 内装不燃化を要しない
- ①居室区画(扉は自動閉鎖)
  - ②煙感知器
  - ③各居室の開口部
    - ・屋内外から容易に開放
    - ・幅員1メートル以上の空地に面する
    - ・避難できる大きさ等
  - ④2方向避難が確保されている
  - ⑤火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること

第2項  
第2号



「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができる場合があるのではないか。

共同住宅の住戸を令別表第1(6)項口の用途に供する場合において、(6)項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の第1号から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しない

- 一 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 二 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
- 三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。
- 四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料としたものであること。
- 五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
- 六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 七 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

